

## 営 農 確 約 書

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者となるため、相続人からの相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から死亡の日まで、被相続人から相続により取得した農地等につき農業経営を行うことを確約いたします。

年 月 日

農 地 等 相 続 人

住 所

氏 名

⑩

東村山市農業委員会

会 長

殿